

令和4年度執行目標 健康福祉部

部局	課・室	番号	執行目標項目	【SDGs】との関連	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目(単位)	根拠計画等	現況値・実績値(見込)	R4指標・目標値	共通課題設定
健康福祉部	社会福祉課	1	児童発達支援センター設置に向けて	3	山城南圏域の児童発達支援事業所である相楽療育教室に相談支援や保育所等訪問支援の機能を付加し、圏域の児童発達支援センターとするため、相談支援等の体制(人員配置等)に関する協議を進めるとともに、令和5年度実施予定の改修工事に向けて、設計業務を行う。	第6期木津川市障害福祉計画・第2期木津川市障害児福祉計画において、令和5年度中に山城南圏域で児童発達支援センターの設置を目標としており、相楽療育教室で実施している圏域の未就学児の発達障がい児の療育を継続しつつ、新たな機能を付加する。圏域での設置となることから、相楽郡の町村や京都府、山城南圏域自立支援協議会等で協議しながら進める。				SDGsの推進	
健康福祉部	社会福祉課	2	成年後見支援センター設置による権利擁護支援	3	成年後見支援センターを4月に設置し相談体制や地域連携ネットワークの整備、広報啓発の推進を図る。認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断力が十分でない人や家族、支援者へ対しての相談支援、権利擁護及び成年後見制度の必要性についての協議や、必要に応じて専門職(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会)から専門的見地に基づいた助言を受け支援を行う。また、市民向け啓発リーフレットを作成し、関係機関への配布や配架等の啓発活動、関係者や関係機関へ研修を実施する。	成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)及び成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)において、地域連携ネットワーク整備による地域の権利擁護支援の推進を目的として、各市町村に成年後見制度利用促進に係る中核機関(成年後見支援センター)の設置をすることが求められ、本市の総合計画、地域福祉計画、障害者基本計画及び高齢者福祉計画においても、権利擁護支援推進、中核機関設置を含む地域連携ネットワークの整備について記載している。				SDGsの推進	
健康福祉部	社会福祉課 人権推進課	3	木津人権センター及び木津児童館複合化整備計画の推進	10	老朽化が進む木津児童館について、その機能の確保と強化を図るため、令和3年度に作成した木津人権センターとの施設統合による複合化整備計画の基本計画に基づき、具体的な整備計画の実設計を作成する。	・木津人権センター及び木津児童館の老朽化等の状況から、長寿命化に資する施設改修が見込み難いことなどを考慮し、令和3年度においては、施設の耐震化工事に留めることとし、施設の建替えを検討する基本方針や課題整理、施設配置計画、概算事業費の試算を行う基本設計書を作成した。 ・施設整備については、概ね5年以内に整備することを想定しており、今年度は具体的な配置計画の詳細図作成や工程計画等関係課協議を踏まえ着実に設計作業を進めることとする。また、太陽光発電設備の導入の可否について検討を行う。				SDGsの推進 カーボンニュートラルの推進	
健康福祉部	くらしサポート課	1	木津川市重層的支援体制の整備	3	地域福祉計画における「地域共生社会の実現」は、社会福祉制度における国の重点施策としてSDGsに掲げられる「誰ひとり取り残さない」という理念に合致し、自治体に求められる「複層的で複層的な課題を抱える世帯や市民に対する相談支援体制の構築」はその最たる手段である。このため、広く市民が抱える複層的な課題を組織をあげてくみ取り、市民や地域との協働によって支援する体制の整備を進める。	昨年度、健康福祉部内で「重層的支援体制整備事業」の実施に向けて実務者協議や検討会を実施し、今後の事業実施に向けてのスケジュール案を作成。当市における重層的支援体制整備事業の開始を令和6年度実施とし、次年度以降の体制整備に取り組むこととした(断らない相談支援体制)。今後は庁内各課や支援関係機関等との連携も含め、事業開始に向けて協議、検討を継続する。相談支援の対象となるであろう事案が多岐にわたり、様々な支援体制が必要となるため、連携範囲について課題整理が必要。				SDGsの推進	
健康福祉部	くらしサポート課	2	所管事務事業におけるスマート化の推進	17	生活保護並びに生活困窮者自立支援等の事務事業において、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため次の取組によるスマート化を進める。オンラインによる申請や相談支援、AIによる相談・支援、翻訳端末機等による言語ボダレス、タブレット端末の導入や電子決裁など。	昨年度に新規事業として執行目標に掲げ、年度当初からCIO補佐官以下関係課(学研企画課)とで当該業務におけるスマート化の実現に向けて協議・検討を行ったところ、「市全体のスマート化計画」や「国が進めるデジタルガバメントの取組」との整合を図る必要があるため、全庁的な取り組みに合わせて実現化することが望ましいとの見解に至った。今年度においては、当該業務におけるスマート化実現に向けての課題整理や事務効率化に向けての問題抽出を実施。	事務改善事業数	1	2	SDGsの推進	
健康福祉部	くらしサポート課	3	被保護者の健康管理支援事業	3	当市の生活保護受給者のレセプトや、ケースワーカーの訪問に保健師が同行し健康確認をするなど、保護受給者の傷病の傾向を可視化し、保健指導や健康相談を行うと共に、「生きいき健康診査」への受診に繋げ受給者の健康管理と医療扶助費の抑制につなげる。	生活保護受給者は年齢を問わず医療扶助を受けている割合が高く、傷病も統合失調症や生活習慣病(高血圧、脂質異常症、糖尿病など)といった治療に長期間を要するケースが多々見受けられます。生活習慣病は、自覚症状がほとんどなく、気づかないうちに進行し、脳や心臓、血管などにダメージを与え、ある日突然、狭心症や心筋梗塞、脳卒中など、命に関わる恐ろしい疾患を引き起こすことがあるため、保護受給者の健康管理体制の構築が必要。	生きいき健康診査受診率(%)		30	SDGsの推進	
健康福祉部	高齢介護課	1	介護保険料収納率の向上	3	適正な介護保険運営を実施し、被保険者の公平性を確保するため、介護保険料収納率の向上に努める。 「督促状」、「催告書」に加え、現年分未納者に「未納のお知らせ」を送付し、納付を促すとともに、65歳到達の未納者に対し、通知や訪問等による徴収に取り組む。また、債権管理台帳の活用と、財産調査の結果に基づく滞納整理に取り組み、収納率の向上に努める。	高齢化の進行に伴う要介護・要支援認定者の増加に対応するため、介護保険の財源確保が一層必要となる。第8期木津川市介護保険事業計画では、必要な見込量から介護保険料を増額した(R3~5)。令和3年度は未納者に対し、督促状や未納のお知らせの発送、訪問および納付依頼通知(コロナ対応)による徴収に努めた。令和4年度も、制度の仕組みを理解いただくよう丁寧な説明を行いながら、保険料の値上げが滞納に繋がらないよう、また滞納による給付制限を引き起こさないよう、引続き納付勧奨と滞納対策に取り組む。	現年度普通徴収収納率(%)	(95.2)	95.3	SDGsの推進	
健康福祉部	高齢介護課	2	認知症高齢者等見守りネットワークの推進	3	現在認知症等により行方不明になる恐れのある方々に、事前登録制のSOSネットワーク事業を展開し早期発見へ繋げるよう取り組んでいるところであるが、本年度より制度の充実を図り、GPS端末の購入及びレンタル補助金とみまもりあいステッカー導入補助金を導入し、さらなる見守り強化に向け取り組む。みまもりあいステッカーの普及とみまもりあいアプリ登録の啓発を通して、年齢を問わず広く普及させることにより、市民全体が繋がりが合い、互いに見守りあえるような共助へつなげ、認知症になっても安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組む。	全国の認知症高齢者数は、2020年時点で約602万人(約6人に1人)2025年には約790万人(約5人に1人)になると推計されている。本市においても65歳以上高齢者数は増加傾向であり、それに伴い認知症高齢者の増加が予測される。同時に行方不明者発生の危険性も高まってきている。(令和2年度は7名行方不明発生、7名発見。令和3年度は1名行方不明発生、発見に至らず。)行方不明後の早期の行動が求められるため、GPSやみまもりあいステッカー・アプリ登録の新たな取り組みにより、早期発見へつなげる。	みまもりあいアプリ登録者数(件)	-	100	SDGsの推進	
健康福祉部	健康推進課	1	新型コロナワクチン予防接種の実施	3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、市民の生命及び健康を守るため、京都府や相楽医師会等と協力して「木津川市新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種実施計画」に基づき、市民へのワクチン接種を円滑に実施する。	希望者が早期に接種できるよう相楽医師会等の協力を得ながら様々な接種機会を設けてきた。結果、現時点における本市の「65歳以上」及び「5歳から11歳」の方の接種率は、全国平均の接種率を上回る状況にある。引き続き接種を希望する方が安心・安全に接種できる機会を設けるとともに、市全体での更なる接種率向上に向け啓発に努める。	全市民の接種率(%)		76.9	80	SDGsの推進
健康福祉部	健康推進課	2	高血圧予防に向けた健康づくりの推進	3	令和3年度に策定された第2次すこやか木津川21プラン~健康増進計画・食育推進計画~の推進を図る。今年度は高血圧予防に着目し、ナトカリ計を用いて多世代を対象とした健康教育を実施する。市民が高血圧予防のための適切な生活習慣を獲得することで長期的な市民の健康づくりを支援する。また介入により行動変容等に結び付いたかを評価し、今後の健康教育のあり方の改善につなげる。	・第2次すこやか木津川21プラン~健康増進計画・食育推進計画~に基づいた推進 ・国保データからみた疾病状況より、高血圧性疾患は当市において患者数が最も多く、また京都府を1.0とした疾病別標準比でも、男女ともに1.2を超えるなど早期に予防への介入が必要である	健康教育対象者数(人)		-	90	SDGsの推進